

新居浜市地域防災計画 修正（案）の概要

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項に基づき、市長が会長を務める新居浜市防災会議において作成が義務付けられており、新居浜市の地域に係る国及び県の機関、公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務について広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

2 計画修正の経緯

令和2年度修正以降に発生した「令和3年2月の福島県沖を震源地とする地震」など、近年大規模な自然災害が頻発化している。

新型コロナウイルスの影響が長引く中でも、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図り、避難所などにおいて感染拡大を防止しながら万全を期さなければならない。

こうしたことから、国においては災害対策基本法を一部改正し、防災基本計画の修正が行われている。

このような背景を踏まえ新居浜市地域防災計画を修正するものである。

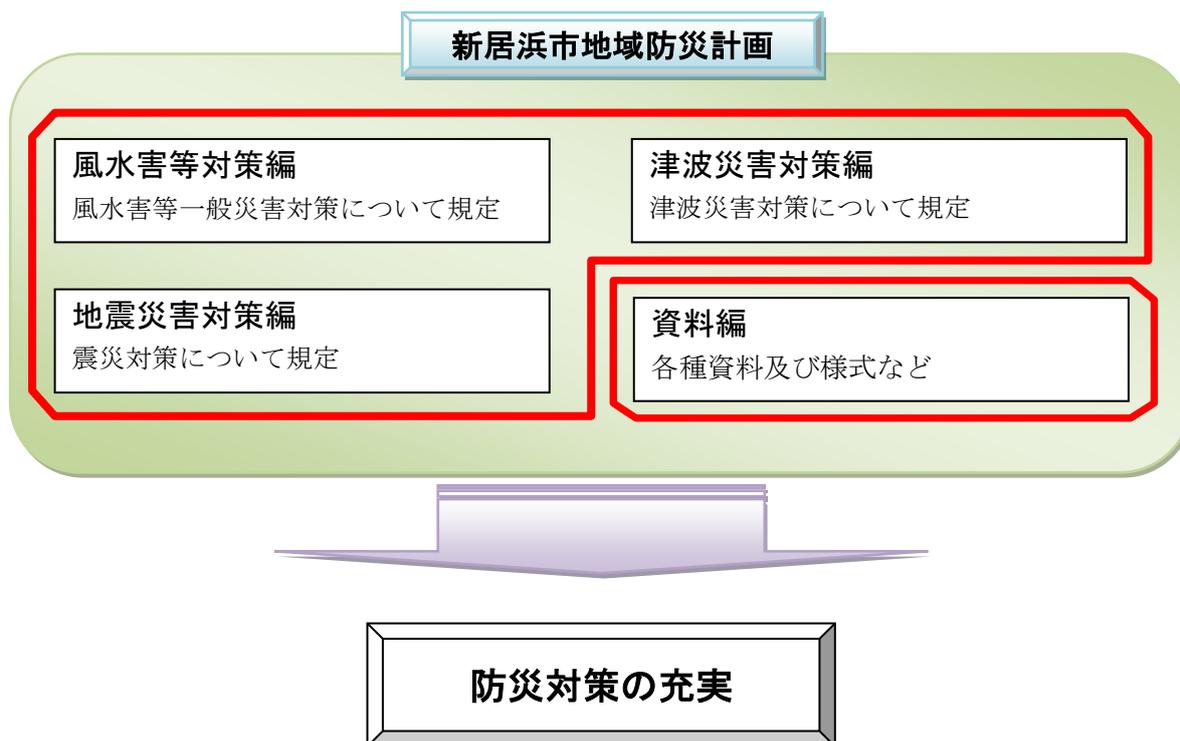
3 計画修正の概要

（1）災害対策基本法の改正内容、国防災基本計画の修正内容の反映

- ア 災害対策基本法の改正内容の反映
- イ 防災基本計画の修正事項の反映

（2）新居浜市独自の防災対策の反映

- ア 新居浜市水防計画の修正内容の反映



4 用語の見直し

(1) 避難情報の名称を変更

「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」の中央防災会議への提言を踏まえた最終とりまとめにより、避難情報の名称を見直す。

ア 警戒レベル5

現行の「災害発生情報」は、とるべき行動がわかりにくく、また、市町村が災害の発生を把握できず発令できないことが多いため、有効に機能していなかった。

【従来】

災害発生情報

【今後】

緊急安全確保

イ 警戒レベル4

現行の「避難勧告」で避難せず被災する人が多く、同じ警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の意味の違いが正しく住民に理解されていなかった。

【従来】

避難指示（緊急）
避難勧告

【今後】

避難指示

ウ 警戒レベル3

現行の「避難準備・高齢者等避難開始」は、名称が長く、また、一般の人に求める「避難準備から」名称が始まるため、高齢者等に避難を伝える情報であることが伝わりにくかった。

【従来】

避難準備・高齢者等避難開始

【今後】

高齢者等避難

(2) その他の名称の使用

【災害時】…災害が発生した、又は発生するおそれがある場合

5 計画の主要修正事項

○…3編の共通する事項、●…個別の編に特化した事項

今回の地域防災計画の主要な修正事項は以下のとおりである。

(1) 総論

〔計画の主旨〕

○新居浜市国土強靱化地域計画の推進

風水害P2・5、地震P2・5津波P2・5

（令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による事前防災の取り組み推進を地域防災計画に明記）

- ・ 安全、安心かつ災害に屈しない地域づくりを強力に進めていくこととし、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって防災対策を推進

(2) 災害予防対策

○避難情報の整理

風水害P3・1(10)、地震P3・1(12)、津波P3・1(13)

(災害対策基本法の一部改正を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・ 「災害発生情報」を「緊急安全確保」に変更
- ・ 「避難勧告及び避難指示(緊急)」を「避難指示」へ一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し
- ・ 「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に変更

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに緊急安全確保!	緊急安全確保 ^{※1}
 <警戒レベル4までに必ず避難!> 			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 ^(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ^{※2}	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する。

〔防災思想・知識の普及〕

(災害対策基本法の一部改正を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

○教職員及び児童生徒に対する教育

風水害P21・2、地震P22・2、津波P21・2

- ・ 体系的な防災教育に加え、地域の災害リスクに基づいた防災教育を実施

○市民に対する防災知識の普及

風水害P22・3、地震P22・3、津波P22・3

(警報発表時、避難情報の発令時及び様々な条件下で災害時にとるべき行動の啓発)

- ・ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等を確認することの周知
- ・ タイミングを逸することなく適切な行動をとることの周知

- ・ 通常の避難と広域避難の相違点等を示し広域避難の実効性を確保することを周知
- ・ 津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知

〔自主防災組織の活動〕

○平常時の実施事項

風水害P25・1(1)イ、地震P25・第3節、津波P25・第3節

(災害対策基本法の一部改正を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・ 災害時の応急活動において中心的な役割を果たす防災リーダーについて、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動に関する知識の習得

〔防災訓練の実施〕

○訓練の方法

風水害P35・4、地震P25・第6節、津波P25・第6節

(災害対策基本法の一部改正を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施

〔避難対策〕

○指定避難所の指定

風水害P36・第8節前文・1、P40・8・第8節、地震P32・第12節前文、津波P34・5(5)

(災害対策基本法の一部改正を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・ 広域避難にかかる協力体制の構築について検討
(避難所における「新型コロナウイルス等感染症」を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)
- ・ 平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、関係地域住民に周知を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を整備
- ・ 平常時から、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理課と福祉部が連携して、必要な措置について検討

○福祉避難所の指定

風水害P37・1(3)、地震P33・1(1)ウ、津波P31・3(1)ウ

(災害対策基本法の一部改正を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・ 指定する際に、あらかじめ受入れ対象者を特定して公示
- ・ 受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう検討

○指定避難所の設備及び資機材の配備

風水害P38・4、地震P33・1(4)、津波P31・3(4)

(避難所における新型コロナウイルス等感染症を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・ 携帯トイレ、簡易トイレ、段ボールベッドなど快適な避難所生活に必要な物資や資機材等の確保

〔要配慮者の支援対策〕

○個別避難計画の作成

風水害P48・1、地震P36・第13節、津波P38・第12節

(災害対策基本法の一部改正を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個々の高齢者、障がい者等（本人の同意を得られた者に限る。）ごとに避難支援等を実施するための個別避難計画を作成

〔広域的な応援体制の整備〕

○受援計画の策定

風水害P52・6(3)、地震P36・第14節、津波P38・第13節

(新型コロナウイルス等感染症を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・ 支援を行う他自治体等の職員の執務スペースについて、適切な空間の確保に配慮

(3) 災害応急対策

〔防災組織及び編成〕

○令和4年度組織機構の反映

風水害P76・10(2)ア、地震P47、津波P45

(12月議会で議決された令和4年度の組織機構を反映)

- ・ 災害警戒本部の本部長を副市長（統括）、副本部長を副市長（特命）とし、庶務班を消防部に編成して水防対応の組織を変更

〔避難活動〕

○指定避難所等運営上の配慮

風水害P111・4(5)イク、地震P62、津波P49

(新型コロナ感染症対策を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・ 避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を実施

(防災女子の会からの提言を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・ 女性や子供等へのDVの発生を防止し安全に配慮するよう女性の視点を踏まえた防災対策を推進

〔要配慮者に対する支援活動〕

○個別避難計画の利用

風水害P170・2、地震P70・第22節、津波P54・第23節

- ・ 災害時、避難行動要支援者名簿に加え、個別避難計画を効果的に利用し、避難支援や安否確認等を実施

(4) 南海トラフ地震防災対策推進計画

〔津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項〕

●避難指示等の発令基準 <地震>

地震P82・3(1)、P84・4(6)ア

(災害対策基本法の一部改正を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・ 避難勧告及び避難指示を避難指示へ一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し
- ・ 市は、あらかじめ個別避難計画を作成し、必要に応じて関係者と情報を共有

〔南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等〕

●事前避難対象地域 <地震>

地震P89・3(5)ア(ア)

(事前避難対象地域の設定に対応)

- ・ 気象庁による「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の事前避難対象地域について指定する。